国立大学法人電気通信大学非常勤職員の雇用期間の特例に関する規程

制定 令和4年11月16日規程第58号 最終改正 令和5年6月19日規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則(以下「規則」という。)第9条の2第1項ただし書の規定(以下「特例規定」という。)に基づき、事務補 佐員、技術支援員、技能補佐員である非常勤職員(以下「事務系非常勤職員」という。) の雇用期間の限度を超えて更新する場合の要件、手続き等に関し必要な事項を定めるも のとする。

(特例規定の適用対象)

- 第2条 特例規定の適用対象は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する事務系非常勤 職員とする。
 - (1) 当該非常勤職員の労働契約を更新した場合に、労働契約法第18条第1項の規定に基づく期間の定めのない労働契約への転換を申し出る要件を満たすこと。
 - (2) 当該非常勤職員の担当する業務が将来的に存続することが見込まれ、かつ、更新を しなければ将来にわたって当該業務の的確かつ円滑な遂行を担保することができず、 教育、研究、管理運営等において具体的な支障を生じるおそれがあると部局長におい て認められること。
 - (3) 当該非常勤職員の毎年度の更新時評価に基づき、勤務態度が良好であり、勤務成績や能力等が優秀であると認められること。
 - (4) 当該非常勤職員が退職するまでに必要となる人件費について、当該部局が責任をもって負担することを確約すること。

(特例規定の適用申請)

- 第3条 特例規定の適用を求める場合には、部局長は、当該非常勤職員の労働契約が満了 する4か月前までに次の書類を学長へ提出するものとする。
 - (1) 特例規定適用申請書(別記様式1)
 - (2) 特例規定の適用に関する確約書(別記様式2)
 - (3) その他学長が必要とするもの
- 2 前項に定めるもののほか、特例規定の適用申請に関し必要な事項は、別に定める。 (特例規定の適用可否の決定)
- 第4条 学長は、前条の申請を受け特例規定の適用可否を決定する。
- 2 学長は、前項の決定にあたり必要と認めるときは、事務系人事調整委員会を開催し意 見を聴くことができる。

(無期転換権発生に係る雇用更新の可否の決定等)

- 第5条 事務系非常勤職員の無期転換権発生に係る雇用更新の可否の決定については、国立大学法人電気通信大学無期労働契約転換に関する規程(以下「規程」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、前条の規定によるものとする。
- 2 前項の決定の期限及び結果の通知については、規程第6条第2項及び第3項に定める

ところによる。

(無期労働契約転換の申込み)

第6条 規程第7条第1項の規定は、事務系非常勤職員については「無期転換申出要件を満たす者又は前条第1項に基づき無期転換権発生に係る雇用更新が可となった者」とあるのを「無期転換申出要件を満たす者」と読み替えて適用するものとする。

(配置換)

第7条 特例規定の適用が可となった事務系非常勤職員が配置換となる場合には、配置換後の部局長は、配置換前の部局長と調整の上、別記様式2を学長へ再提出するものとする。

(雇用期間の限度を超えて更新した者の取扱い)

- 第8条 雇用期間の限度を超えて更新した事務系非常勤職員については、以後の雇用期間 の更新にあたり、本規程に定める手続きは要しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、規則第9条の3第1項又は第13条第2項の規定に照ら し、毎年度、雇用責任者が当該非常勤職員の勤務成績及び能力等について確認を行うも のとする。

附則

- 1 この規程は、令和4年11月16日から施行する。
- 2 この規程の施行日から令和5年3月31日までの間に労働契約が満了する事務系非常 勤職員に対して特例規定を適用する場合は、第3条第1項に定める期限にかかわらず、 当該労働契約が満了する日までに速やかに手続きを行うものとする。

附 則 (令和5年6月19日規程第10号) この規程は、令和5年6月19日から施行する。 学 長 殿

(部局長) 職 名 氏 名

特例規定適用申請書

下記の者につき、 年 月 日をもって任期満了となるに当たり、電気通信大学非常勤職員の雇用期間の特例に関する規程第3条の規定に基づき、雇用期間の限度を超えて更新することができる特例規定の適用を申請します。

記

	所 属・職 名	
対象者	氏 名	生年月日
	当初採用日	年 月 日
	現在の任期	年 月 日 ~ 年 月 日
	現在の雇用経費	
	無期となった場合 の定年退職予定日	年 3月31日
対象者の雇用責任者		(職名) (氏名)
障害者該当の有無		□該当する □該当しない
特例規定の適用要件を満たすこととする理由		
第2条第1号 (更新限度)		第2条第1号の基準に該当 □する □しない
第2条第2号 (組織における必要性)		
第2条第3号 (勤務成績・能力等)		(別紙として勤務評価票を提出すること。)
第2条第4号 (人件費措置の確約)		(別記様式2を提出すること。)

[※]複数名について記載する場合、上記以外の項目を要する場合等にあっては、連記とするなど適 宜書式を変更してよい。

年 月 日

学 長 殿

(部局長)職 名 氏 名 印

特例規定の適用に関する確約書

年 月 日付けで電気通信大学非常勤職員の雇用期間の特例に関する規程第3条の 規定に基づき申請した者について、当該者が退職するまでに必要となる人件費について は、(部局名) が責任をもって負担することを確約いたします。